

# 有田市子ども読書活動推進計画

平成29年3月

有 田 市 教 育 委 員 会

## 有田市子ども読書活動推進計画目次

第1章計画策定の趣旨	1
1 計画策定の社会的背景と意義	1
2 計画の目標	1
(1) 子どもの読書機会の提供、読書環境の充実	1
(2) 地域ぐるみの読書活動推進体制の充実	1
(3) 子どもの読書活動を推進するための人材の育成	1
(4) 子どもの読書活動に関わる保護者等への支援	2
3 計画の期間	2
第2章子どもの読書活動推進のための基本的な考え方	2
1 読書を楽しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備	2
2 家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取組	2
3 読書活動への理解と関心のための啓発活動	2
4 読書活動推進のための関係機関・団体の役割	2
第3章子どもの読書活動推進のための取組	2
1 家庭における子どもの読書活動の支援	2
◇施策の方向と取組	3
2 学校における子どもの読書活動の推進	3
◇施策の方向と取組	3
ア 学校における教職員全員の協力体制の確立	3
イ 学校における読書活動の取組	4
ウ 学校図書館の施設整備	4
エ 学校図書館の蔵書の充実	4
オ 図書館司書教諭、図書整理員の配置状況	4
3 図書館における子どもの読書活動の推進	5
(1) 児童図書資料の充実と子どもにも利用しやすい図書館運営	5
◇施策の方向と取組	5
(2) 学校・学校図書館との連携	5
◇施策の方向と取組	6
(3) ボランティア・市民団体との連携	6
◇施策の方向と取組	6
(4) 読書情報の提供	6
◇施策の方向と取組	6
4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	7
◇施策の方向と取組	7
[資料]	
○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）	8

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の社会的背景と意義

近年、少子高齢化、核家族化、高度情報化の進展などによる、価値観や生活スタイルの変化が、子どもの成長に大きく影響しています。

活字離れ・読書離れが豊かな人間形成のさまたげとなり、社会に与える影響が大きいと指摘されています。特に子どもを取り巻く社会環境は児童虐待、いじめ、衝動的行動など悲惨な事件が相次いでおり、子どもの乾いた心に潤いを取り戻すことは、現代社会の差し迫った緊急課題といえます。

読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものです。子ども達は本との出会いの中で、楽しみながら自然に、他人を思いやる心や人生の知恵を学びます。

また、幼児期の読み聞かせは心の発達に大きな影響を与え、その後の子どもの心の健全な成長を促すこととなります。

国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められました。それに伴い和歌山県でも平成16年3月に計画が策定されました。

子どもの読書活動推進のため、地方公共団体も法律に定める基本理念にのっとり、読書活動の推進に努めることが求められています。

このような状況を踏まえて、有田市教育委員会では地域・家庭・学校等における子ども達の読書活動の推進に資するため、「有田市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

### 2 計画の目標

#### (1) 子どもの読書機会の提供、読書環境の充実

有田市の子どものための読書活動を推進するため、家庭・地域・学校において、子どもが本にふれたり読書に親しんだりする機会を積極的に提供し、子どもの読書環境を充実させます。

読書活動はあくまでも自主的な行為であり、強制されるべきものではありませんが、読書環境の整備によって、子ども達が本に親しんだり図書館を利用したりする機会を増やすよう努めます。

#### (2) 地域ぐるみの読書活動推進体制の充実

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、市立図書館を中心に関係機関同士がこれまで以上に連携・協力を深め、事業の充実に努めます。また、ボランティアなど地域の人々との協力体制を強化します。

#### (3) 子どもの読書活動を推進するための人材の育成

子どもの読書活動に関わる人材を育成し、地域における読書活動の担い手を増やします。

また、子どもの読書活動に関わる教員・関係機関職員・地域ボランティア等の意欲の向上に努めます。

#### **(4) 子どもの読書活動に関わる保護者等への支援**

子どもの読書活動の意義について、保護者等に対する啓発事業を進めます。また、読書活動に関する情報提供にこころがけ、保護者等への支援を通じて子どもの読書活動を推進します。

### **3 計画の期間**

平成 29 年度から概ね5年間とします。ただし、計画期間中においても必要に応じて、記述内容の変更・修正ができるものとする。

## **第2章子どもの読書活動推進のための基本的な考え方**

### **1 読書を楽しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備**

子どもが、いつでも、どこでも、読書に親しみ楽しむことができるため、また、興味・関心を的確に捉えた本に出会えるための読書環境を整備します。

### **2 家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取組**

子どもが読書に親しむためには、身近で気軽に読書ができる環境が必要です。そのため、家庭・学校・地域が連携した取組をすることで、大人が相互に理解や関心を深め合い、子どもの読書活動を推進します。

### **3 読書活動への理解と関心のための啓発活動**

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書への理解・関心を深めてもらうため、保護者に対しても啓発活動を行います。

### **4 読書活動推進のための関係機関・団体の役割**

いつでも、どこでも、子どもの読書活動が行える環境を整えるためには、各関係機関や団体が、それぞれの立場で各々の役割を主体的に担い、子どもの読書活動の推進に取り組むことが必要です。

また、有田郡3町との図書館交流や情報交換の機会を進めています。

## **第3章子どもの読書活動推進のための取組**

### **1 家庭における子どもの読書活動の支援**

保護者の勤務時間の不規則などで、子どもと過ごす時間が少ないという現実があります。また、保護者の考え方が多様で過保護や放任・過干渉と子ども達の置かれている家庭環境も様々です。学校週5日制となっても子ども達は習い事や塾、趣味

や遊びに時間をとられ、読書に充てる時間は非常に少ない状況といえるでしょう。

親が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、進んで子どもと一緒に本を読むなど本との出会いの場を用意する姿勢が求められています。

#### ◇施策の方向と取組

- ア 保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有して、読書への雰囲気づくりを心がけられるよう努めます。
- イ 乳幼児期は家族による絵本などの読み聞かせを日常的に行えるよう支援します。
- ウ 家族で図書館や公民館でのおはなし会などに積極的に参加できるよう呼びかけます。
- エ 図書館等で作成するブックリストなどにより読書情報を提供します。
- オ 図書館等で実施する講座や研修会に進んで参加してもらうよう努めます。
- カ 保健センターでの乳幼児健診時における「ブックスタート\*」事業を推進できる様に努めます。

\*絵本を介した語りかけによる乳児とのふれあいの時間により、楽しい子育てにするとともに、読書を通じた地域での子育て支援活動の発展を目指した運動。

## 2 学校における子どもの読書活動の推進

読書の重要性はよく言われることですが、2009年度に全国学校図書館協議会が実施した調査によると、1ヶ月に読む本は平均で小学生が8.6冊、中学生が3.7冊と、年齢が上がるにつれて減るという、児童生徒の読書離れの傾向が顕著に示されています。

こうした状況にあって、読書が子どもの人間形成や情操を育て、豊かな知識の宝庫であることを子ども達に理解させ経験させる上で、学校教育は重要な役割を担っており、大切な場です。

現在、学校における読書活動は、国語科を中心に全ての教科等の学習活動を通じて、常時展開されています。特に、「朝の一斉読書」や「読み聞かせ」など、多様な活動を工夫しての取組、推薦図書を紹介など、各学校の状況や児童生徒の実態を踏まえた取組が多く見られます。また、読書への興味関心を目指した各種の取組も数多く実践されています。

学校図書館の果たす役割は、学習活動のための図書や資料などの充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成する上でも極めて大きいものです。

#### ◇施策の方向と取組

- ア 学校における教職員全員の協力体制の確立

様々な教育活動を通じて子どもの読書活動の充実を図り、読書習慣を身に付けることは、学校の重要な役割です。そこで、一人ひとりの教職員が学校の果たすべき役割を認識し、全教職員が連携して読書指導を進めるなど、協力体制の確立が強く求められます。

そのために、学校では司書教諭を中心にして組織的な校内体制を確立し、学校図書館の機能を十分に発揮できるよう、研修会などで教職員の指導力の向上、学校図書館の効果的な活用などを検討して、組織的な読書活動の推進に取り組むことが求められます。

#### イ 学校における読書活動の取組

書物に触れる経験を数多く持つことは、読書活動の習慣化の第一歩として、大変有意義なことです。学校によって取組の方法は多様であり、毎朝の始業前に朝の読書を実施する学校や、本の読み聞かせを中心に活動している学校、週に一回の昼食後の読書に取り組む学校など、全校一斉読書の方法は様々です。

各学校とも全校一斉読書に関しては、一定の成果を得ており、読書への関心が高まったことで、情操面も豊かになってきているように思われます。

そこで、今後も子ども達が読書習慣を身に付け、読書力を高める上でどんな方法が効果的なのか、検討して工夫改善を図っていくことが求められます。

#### ウ 学校図書館の施設整備

各学校では、子ども達に親しまれる、魅力ある図書館環境を作るように、様々な工夫をしています。子ども達が、学校図書館に進んで出向き、書物に触れるためには、いつもそこに人（司書等）が居ることが望ましいし、読みたい図書や資料がそこに存在することが大切です。

各学校とも、図書の購入に当たっては良書と共に必要図書の選定に努めており、子ども達が物語だけでなく、幅広いジャンルから本を選定して、多くの図書に触れる機会を持てるように努力しています。

今後も、児童生徒が学習の中で抱いた疑問や課題を解決するために、蔵書数の充実、図書を探しやすい図書配列、閲覧場所の整理整頓、多様な資料や情報を提供できる資料室など、ニーズに応えることのできる施設にしてまいります。

#### エ 学校図書館の蔵書の充実

学校図書館には、文部科学省制定の「学校図書館図書標準」（1993年）に基づき、整備すべき蔵書数が定められ、国では、平成14年度から5ヶ年計画で、不足している冊数を充足するよう、予算措置をしてきました。

しかしながら、有田市内の小中学校1校あたりの蔵書冊数の状況を見ると、正確な数値は示せないものの、充足率について、国の基準には達していない状況です。

今後は、図書費の確保に取り組み、計画的に整備が進むよう、図書の充実に努めていくことが必要です。

#### オ 図書館司書教諭の配置状況

学校の読書環境を整備する上で、学校図書館司書教諭、学校図書館支援ボランティアの存在は大変重要です。

現在、学校図書館司書教諭については、12学級以上の学校に配置することが

義務付けられ、有田市内では8校に配置されて、学校図書館の充実に努めています。

学校図書館支援ボランティアについては、一部の学校で実施しているものの、ほとんどの学校では実施していません。学校の図書館運営には司書教諭や担当教諭だけでは運営できないのが現状であり、今後すべての学校で実施していく必要があります。

### 3 図書館における子どもの読書活動の推進

#### (1) 児童図書資料の充実と子どもにも利用しやすい図書館運営

児童図書とりわけ絵本の収集や、「テーマ展示コーナー」の充実など乳幼児をはじめ子どもたちが気軽に親しめる図書館運営を目指しています。

また、校則等の関係で、子ども達だけで図書館へ来ることのできない地域もあるため、校区内の公民館へ団体貸出を行い、子ども達が身近なところで読書活動を行えるようしています。

図書館の自主事業として、職員が絵本の読み聞かせや映画会を行っています。中でも、お話し会では読み聞かせだけでなく、関連付けたお話や遊び、工作等を取り入れ、より一層興味を持てるようにしています。

職員自身も関係機関等の研修に積極的に参加するなど、専門的知識の習得に努めています。

#### ◇施策の方向と取組

- ア 子どもが求める本や求める情報を提供するための図書を購入し、児童書コーナーの充実を図ります。
- イ 開館日を増やすなど、子どもにも利用しやすい図書館を目指します。
- ウ 調べ学習や総合的な学習の場として、児童・生徒の受け入れに努めます。
- エ 保健センター等での子育て支援事業や関係各課所との連携・協力関係を強化します。
- オ 子ども読書の日や読書週間等の機会を捉えて更なる啓発活動を推進します。
- カ より多くの子ども達に、本との出合いの場を提供するために幼稚園・保育所・学校・公民館等との連携を更に深め、団体貸出や図書館利用を呼びかけます。
- キ 子どもの読書活動の推進に関する知識・技術を持った専門的職員の確保・養成に努めます。

#### (2) 学校・学校図書館との連携

学校教諭の教材研究を支援するため、単元の関連図書をレファレンスで受け付け、相談に応じ情報や図書の提供をおこなうなど、従来にもまして深い連携が必要となってきました。

また、子ども達にとっても、学校図書館で対応できない学校からの課題についても、様々な相談に応じ、情報や図書を提供し支援しています。

#### ◇施策の方向と取組

- ア 年度当初の学校図書館担当者会議において、市立図書館の当該年度の行事や団体貸出等について説明し、協力を求めます。また、図書館として学校側に協力できるおはなし会・ブックトークの日程等について協議します。
- イ 年間を通して可能な範囲で各学校のスケジュールを尊重しながら、学校を訪問しておはなし会・ブックトークを行います。
- ウ 団体貸出や集団での図書館利用学習などについて、学校側と日程調整をしながら可能な範囲で協力していきます。

#### (3) ボランティア・市民団体との連携

現在は、ボランティアでの事業は展開していませんが、有田市内で活動されているボランティア・市民団体には、読み聞かせのための相談に応じたり、大型絵本の提供や、情報提供という形で支援していますので、今後ボランティアの募集や市民団体とも連携し、各事業や行事が展開していきます。

#### ◇施策の方向と取組

- ア ボランティア・市民団体と連携し、講座等を開催するとともに読み聞かせなどの充実を図ります。
- イ ボランティアと連携し、講座修了者に活動の場を提供します。
- ウ おはなし会を主な内容とする定例的行事などの運営をボランティアとの協力関係のもとに年間を通して進めます。
- エ ボランティア養成のための講座を開催し、新たな人材の育成に努めます。

#### (4) 読書情報の提供

乳幼児・児童とその保護者を対象とした本の内容紹介付きの推薦図書リストを作成・配布や、インターネットによる蔵書検索、ホームページへの行事情報の掲載を行うなど、図書館を情報発信基地とした、様々な情報提供や相談に応じています。

#### ◇施策の方向と取組

- ア 読書相談に随時応じることのできるような体制の強化を図ります。
- イ おはなし会等の機会をとらえ、絵本、児童書など発達段階に応じた推薦図書リストを作成し、保護者や子ども達に配布します。
- ウ ホームページに読書案内情報を掲載し、広く利用者に呼びかけます。
- エ 話題のテーマなどに関する絵本を展示したりポスターを掲示したりして、読書へ誘うきっかけとします。
- オ 読書週間や夏休み・冬休み等に、本の内容を紹介した推薦図書リストを作成し、子ども達に読書への動機付けを図ります。
- カ 保健センター等の事業に協力し、乳幼児とその保護者対象に「ブックスタート」を実施します。

## 4 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進



幼児期には、特に大切な情操教育を行う中で、好奇心や探究心を高め知的発達を促す上で、多くの絵本や図鑑等に出会えるような環境を用意することが必要です。また、保護者に対しては、幼児期における絵本の大切さを伝えるとともに、読み聞かせの指導や絵本の選定などの支援が求められます。

幼稚園や保育所等では、絵本や紙芝居の読み聞かせを行ったり、おはなしボランティアを受け入れたり、月間絵本の活用、図書の貸し出し等、子ども達が日常的に本と出会えるよう努めていますが、絵本コーナーや蔵書数の不足等で必ずしも充分とはいえない状況です。

#### ◇施策の方向と取組

- ア 図書コーナーの充実を図ります。
- イ 旺盛な子ども達の読書意欲に応えるため、関係機関と連携を密にし、図書館の団体貸出制度を積極的に活用するなどして豊富で多様な図書を用意します。
- ウ ブックリストや読書に関するリーフレットや掲示物などで、幼児期における本との出会いの意義を保護者に周知します。
- エ 読み聞かせや読書指導の方法等の研修会や講演会等に機会を捉え積極的に参加するよう努めます。

[資料]

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。